

令和 8（2026）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務委託仕様書

1 業務名

令和 8（2026）年度とちぎの仕事魅力発信デジタルマーケティング業務

2 委託業務の背景・目的

栃木県では、東京圏への人口流出、特に 20 代前半を中心とした若い世代における東京圏への転出が続いており、県内大学生・短大生の県内就職率も伸び悩んでいる（新とちぎ未来創造プラン取組指標 2030 年目標値 50.0%、2025 年実績値：41.8%）。

就職や結婚観などに関する大学生アンケート調査（2024.12）によると、県内大学 3 年生が就職先として考える地域は「県内」が 39.4%と最も多い（県外：32.8%、特に考えていない：27.8%）。前回の同調査（2019.9）に比べると県内への就職を希望する学生の割合が高まった（前回 県内：25.7%、県外：40.7%）が、「特に考えていない」学生を除くと、約半数が県外での就職を考えている。

また、就職の際に重視することとしては、「給与の額」が 39.3%で最も多く、次いで「希望する職種がある」（37.4%）となっており、待遇面に加えて、やりがいや適性といった要素も重視されている。

栃木県にも魅力ある多種多様な仕事があるにも関わらず、県内企業に関する情報を十分に持たないまま首都圏の企業を目指し、県内への就職について現実的な検討に至っていない大学生等も多いと想定される。

そこで、本事業ではマーケティング発想によるデジタルプロモーションを実施し、ターゲットである県内大学生に向け、ウェブ広告等の配信をすることで「トチギスト（<https://verygoodlocal-tochigi.jp/tochigist/>）」に誘導し、栃木県にも首都圏と同様の仕事やキャリア形成の機会があることを伝え、県内就職・インターンシップに関する情報を効果的かつ効率的に届け、栃木県を就職先の現実的な選択肢として意識付けることで、地元への定着を促進する。

3 委託予定期間

契約締結日から令和 9（2027）年 3 月 12 日（金）までとする。

4 委託予定金額

12,180 千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 ものづくり産業の次世代人材確保に向けた魅力発信動画配信業務

（1）配信業務

ア 栃木県が次世代人材確保デジタル発信事業で制作中の 15 秒動画を使用し、表示回数 100 万回以上の達成を目標とした配信を行う。なお、配信時期については栃木県と協議のうえ決定するものとする。

イ 広告を掲出するプラットフォームは YouTube とすること。

ウ 配信対象は栃木県在住者の学生及び第二新卒をメインターゲットとし、詳細は栃

木県と別途協議すること。

(2) 分析及び検証等

ア 広告配信後、1週間に1回程度、広告結果の報告と運用の見直し等について提案を行うこと。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として栃木県の所在地にて実施する。

イ 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、栃木県との協議の上で決定するものとする。

ウ 広告効果の検証については動画広告のリーチ数、視聴完了数など、関連指標について報告するものとし、同時にトチギストの関連指標（セッション数、ユーザー数、平均滞在時間、平均ページ閲覧数など）についても報告すること。

エ 広告配信完了後、広告についてアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。

6 ウェブサイトへ遷移を目的とした広告配信業務

(1) 記事コンテンツと広告バナーの制作

ア 記事コンテンツの制作

(ア) 記事作成の目的

ターゲットが興味を高め、栃木県内のインターンシップや求人に応募が視野に入る目的で制作する。

(イ) 作成記事のコンセプト

ターゲットが就職先及びインターンシップ先として栃木県内を現実的な選択肢として意識付けることができるもの。

(ウ) 構成・内容

- ・ 栃木県内で就くことができる仕事や企業等を記事化し、県内でも首都圏と遜色ない仕事・インターンシップ体験や首都圏ではできない仕事・インターンシップ体験があることを伝え、県内での就職やインターンシップ体験を現実的な選択肢として意識するきっかけとなるような内容とする。
- ・ オーガニック来訪を促すための検索キーワードを盛り込むこと。
- ・ 記事は6(3)を意識しページ価値の向上を踏まえたテーマ・構成（例：記事内のワードや文字数）にすること。
- ・ スマートフォンユーザーをターゲットに最後まで記事を読んでもらえるよう、文量や見出しを工夫して制作に取り組むこと。

<構成例>

以下の構成を含む記事

- ・ 企業概要や業務の内容
- ・ 従業員のキャリアパスや人材育成制度
- ・ インターンシップに参加した先輩社員からの声
- ・ 入社 の 動機や自社の魅力などの先輩社員からの声
- ・ 仕事のやりがいや仕事を通じて目標を達成できた先輩社員からの声
- ・ 仕事仲間でありながらプライベートでも高めあっている良好な人間関係を構

築した先輩社員からの声

※提案内容を推奨・誘導するものではない。より効果的・魅力的な提案を期待。

(エ) 制作本数：ターゲット・キャンペーンに合わせて複数本

＜テーマ例＞

栃木県内で働いた以下の場合の日常及び余暇の過ごし方

① 理系（ものづくり産業以外の分野）をメインターゲットとした記事（インターンシップ1本、就業1本の計2本）

② 文系（既存記事において掲載されていない分野等）をメインターゲットとした記事（インターンシップ1本、就業1本の計2本）

③女性をメインターゲットとした記事

（幅広い年代・役職1本、多様な働き方1本の計2本）

※提案内容・本数を推奨・誘導するものではない。より効果的・魅力的な提案を期待。

イ ウェブ広告バナーの制作

ウェブ広告で使用するバナーをターゲットに対して AB テストができるよう制作すること。また後述を参照すること。

ウ その他

- ・ スマートフォン、タブレットから閲覧するターゲットを意識し制作すること。
- ・ 制作する記事や広告バナーは LP（ランディングページ）との関連性・トナリ（LP のコンセプトや雰囲気との統一性・一貫性）も加味すること。

(2) CV を目的とした広告配信と広告バナーについて

ア 広告配信

本事業で制作した広告バナーを使用し、トチギストへ誘導し、CV（コンバージョン）獲得を目的とした広告配信を行うこと。

なお、CV は「インターンシップ/求人応募の外部リンククリック」とする。

広告配信の際には、ウェブサイトや各種アプリケーション等の広告枠に表示される画像・テキスト広告（以下「リスティング広告・ディスプレイ広告」という。）を実施すること。

イ 広告プラットフォーム

広告を掲出するプラットフォーム（検索連動型広告、ディスプレイ広告等）は、ユーザー層の違いや対象となる市場及びターゲットへの広告到達確度、配信単価等を総合的に勘案し、事業効果の最大化を図るため最適と考えられるものを選択、または組み合わせることにより、広告を配信すること。

ウ 提案・実施

インターンシップ/求人応募を目的とするため、前項で制作した記事のLP上の配置や、インターンシップ/求人への応募へのCTA（Call To Action）、リンクの作成等について提案し、LP管理運営受託者と連携を図り実施すること（例：現状のUI・UX改善等。特にスマートフォンユーザーの閲覧性の向上を図ること。）。

また、本業務においてはアドベリフィケーションツール等を使用し、アドフラウド防止への対策を講ずること。

エ 目標値

広告経由のCV地点である「インターンシップ/求人応募の外部へのリンククリック」を3,000回を下限とし提案すること。

オ シミュレーション

上記目標を達成するための広告媒体・メニューを選定し、効果の高い媒体に傾斜が掛けられることも視野に入れて計画し、シミュレーションを提出すること。

なお、運用やレポート作成に係る費用を除いた純粋な広告配信経費として5,800,000円（税抜）以上を充てること。

カ 広告配信先の設定

広告の配信先については、ターゲット層のデジタルデバイスの保有・使用状況等を踏まえ、適切なバランスで設定すること。

キ クリエイティブの作成

ディスプレイ広告（リスティング広告）に掲出するTD・テキスト画像又はアニメーション（以下「クリエイティブ」という。）は、ターゲットとなるクラスターに応じて、趣向や素材及びコピー等が異なるものを複数パターン作成（パターンごとの必要なサイズ展開も含み、異サイズ展開はパターンの計数に含まない）し、配信すること。また、広告配信状況に応じて2週間に1回程度のクリエイティブの差し替えを行うものとし、広告効果の改善に努めること。また、広告を配信するデジタルデバイスの選択と合わせて、広告が最適に表示されるよう、適切なサイズのことを必要に応じて作成すること。また、リスティングを提案する場合は、広告表示オプションについても設定をすること。

ク 留意点

クリエイティブの作成にあたっては、効果的にターゲット層の行動を呼び起こし、委託期間全体を通じて広告効果が最適化されるよう、ABテストの手法を取り入れ、USP（Unique Selling Proposition）の見極め及びクリエイティブの質の向上を図ること。

（3）SEO対策

検索エンジンを通じ、トチギストへの流入を増やすため、改善案について提案し、LP管理運営受託者と連携を図り実施すること（例：トチギスト内コンテンツの階層化等）。

（4）効果測定及び報告

ア 効果検証のスキームについて、概要や考え方を企画提案書に具体的に記載し、これらを基礎資料として、栃木県と協議の上で決定するものとする。

イ 各媒体の管理画面数値、Google Analytics等で、広告の表示回数、クリック数、CTR、CPC、CV数、CPA、ユーザー属性（年齢・地域・デモグラ、特性等）、サイト誘導状況（広告経由の直帰率や記事閲覧数等）等を分析し、定期的かつ栃木県の求めに応じて報告するとともに、ターゲティング手法、配信手法等の改善策を栃木県と協議の上実施すること。

ウ 広告配信開始1週間程度を目安に、原則として対面によるミーティングを実施し、広告結果の報告と運用の見直し等についての提案を行うこと。その後は2週間に1

回以上隔週レポートとして広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等を提出すること。なお、ミーティングを対面で行う場合は、原則として発注者の所在地にて実施すること。

エ 広告配信完了後に、広告及びウェブサイトについて、S T P分析の仮説やメディアプランニング等を評価する視点を取り入れたアクセス分析を行い、事業の結果分析及び今後の展開について改善提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を、速やかに提出すること。

7 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守し、栃木県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に記載の業務を実施すること。
- (3) 各業務上で必要となる事業者等へのアポイントメント、取材や記事及びウェブ等への掲載許諾などは、全て受託者の責任において行うこと。
- (4) 本仕様書により制作された成果品の一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、完了検査をもって全て栃木県に移転すること。
- (5) 成果品に関する著作権肖像権等の権利は栃木県に帰属するよう整理すること。
- (6) 受託者は、栃木県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (7) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
- (8) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (9) 本事業の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。
- (10) 事業実施のための個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (11) 栃木県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

8 確認事項

- (1) 本事業に係るアポイントメント、調整、撮影、編集・校正、制作・運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等を含む）は、全て当初委託金額に含むこと。
- (2) 見積書や請求書において、「記事・広告バナー等制作費」、「広告配信費」、「分析レポート費」を別立てで計上し、積算すること。
- (3) 各種共有サービスのIDやパスワードを栃木県に開示し、譲渡すること。
- (4) 各業務の詳細について栃木県と協議の上で決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- (5) 本事業の再委託は原則認めない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、栃木県が承諾した場合はこ

の限りでない。

9 成果品

(1) 提出物

ア 実績報告書（A4判、横書き）紙媒体5部

イ アのデータ及び制作した記事・クリエイティブを収めたUSBメモリ1個

(2) 提出場所

栃木県総合政策部総合政策課

(3) 提出期限

令和9(2027)年3月12日（金）

10 総括責任者

受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。また、企画提案時点で確約するものとし、原則として変更できない。

11 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

ア 事業計画書

イ 広告運用計画

ウ 総括責任者通知書

エ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

(2) 事業完了後に速やかに提出するもの

ア 完了届

イ 分析結果報告書

ウ その他、栃木県が業務確認に必要と認める書類

12 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは栃木県と受託者が協議の上で定めるものとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。